

# ◆令和6年度 西原町立幼稚園入園案内◆

## 【西原幼稚園・西原東幼稚園】

令和6年度から西原南幼稚園は、公私連携幼保連携型認定こども園へ移行します。

(坂田幼稚園は令和5年度から坂田こども園になりました。)

### 対象児：西原町内に居住する5歳児及び4歳児

5歳児 平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ

4歳児 平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ

(※4歳児は、各園定員30名です。)

◎申込み受付期間 令和5年10月10日(火)～10月31日(火)

(在園児は、10月10日(火)～10月20日(金))



### 幼稚園入園の流れ (教育時間 8:15～14:00 まで)

#### 幼稚園入園申込み

↓ 「教育・保育給付認定申請書兼現況届兼施設利用申込書」を提出

- ・抽選 (4歳児の申込みで定員超過した場合のみ実施)
- ・面接 (各幼稚園で実施)

#### 支給認定通知書 (教育・保育給付の支給認定)

※既に認定を受けている方への通知はありません。

#### 施設利用内定通知 (幼稚園入園内定通知)

12～1月  
頃通知

#### 利用契約決定通知 (幼稚園入園決定通知) < 3月頃通知 >

### 預かり保育利用の流れ (預かり保育時間 14:00～18:00 又は 18:30 まで)

#### 預かり保育利用申込み (①～③を提出)

- ①預かり保育申込書
- ②施設等利用給付認定(変更)申請書兼現況届<無償化の申請>
- ③就労証明書等添付書類(保育を必要とする事由の証明)

様式は西原町ホームページからダウンロード又はこども課窓口で配布

#### 預かり保育内定通知 < 1月頃通知 >

#### 預かり保育決定通知書

#### 施設等利用給付認定通知書 (無償化認定)

3月頃  
通知

# 令和6年度町立幼稚園入園

## 新規入園（4歳児・5歳児）一斉申込

### 申込み

申込期間：令和5年10月10日（火）～令和5年10月31日（火）

窓口受付は平日9時00分～11時45分、13時15分～17時00分

申込場所：郵送または西原町役場こども課窓口

※郵送での提出も可能です。（10月31日消印有効。未着については一切責任を負いかねます。）

提出書類：○教育・保育給付認定申請書兼現況届 兼 施設利用申込書

○令和6年3月31日までに西原町に転入予定の方は、「転入予定申立書」、「転入予定が確認できる書類等」。

※令和5年度所得課税証明書（令和4年中収入分）が必要になる場合があります。

【注意】幼稚園に通園区域の指定はなく、町民であればどちらの町立幼稚園も入園を希望できます。  
ただし、小学校からは指定通学区域がありますので御注意ください。

### 抽選会（4歳児で定員を超えた場合のみ実施）

4歳児は定員制（30名）のため、申込者多数の場合は抽選となります。抽選となる場合には、対象者に通知します。

抽選日：令和5年11月8日（水）18時30分 開始予定

※開始時刻までに来場されない場合は、抽選に参加できませんので、御注意ください。

### 面接

入園希望園で、保護者、園児との面接を実施します。お子様同伴のうえ、指定の日時にご参加ください。（面接の詳細日時は申込期間終了後に通知いたします。）

幼稚園	日時（時間は全て15時～17時）	
	5歳児	4歳児
西原幼稚園	11月14日（火）・15日（水）	11月17日（金）
西原東幼稚園	11月17日（金）	11月16日（木）

※時間を指定して通知します。（指定時間に参加できない場合は、各園と調整してください。）

※各園には駐車スペースはありませんので、お車での来園はご遠慮ください。

### 在園児の継続申込

申込期間：令和5年10月10日（火）～令和5年10月20日（金）

提出書類：教育・保育給付認定申請書兼現況届 兼 施設利用申込書

提出場所：現在通っている幼稚園へご提出ください。



### <幼稚園教育の実施内容>

○教育時間：月曜日～金曜日 8時15分～14時00分

（登園時間：8時00分～8時15分）

○休業日：土日・祝日、慰霊の日、12月29日～1月3日、土日等に行事があった場合の振替休業日、夏季・秋季・冬季休業日、卒園式（修了式）の翌日から入園式まで

○給食費：月3,400円（主食費500円＋副食費2,900円※）

※副食費については、年収360万円未満相当世帯については減免があります。

※毎月第1・第3・第5木曜日はお弁当日です。

○保護者徴収金：月2,000円程度

# 預かり保育事業

**対象児**：父母のいずれもが、次の理由により教育時間以外に保育を受ける必要のある園児

- ・1月において月64時間以上労働することを常態としていること。
- ・出産予定日前・出産後2か月以内の間であること。  
(出産予定日の8週間前の日が属する月の初日から出産日の8週間後の日が属する月の末日まで)
- ・疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ・同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
- ・震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ・学校教育法に規定する学校等に在学していること。
- ・育児休業取得中であること。(育児休業取得時に既に預かり保育を利用している場合に限る。)
- ・前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして教育長が認める場合

**申込期間**：令和5年10月10日(火)～令和5年10月31日(火)

平日 9時00分～11時45分、13時15分～17時00分

**申込場所**：西原町役場こども課 (幼稚園入園申込みと同時受付可)

※郵送での提出も可能です。(10月31日消印有効。未着については一切責任を負いかねます。)

※在園児は、入園申込みと併せて現在通っている園に提出してください。

**提出書類**：○預かり保育申込書

○施設等利用給付認定(変更)申請書兼現況届(無償化の申請)

○保育を必要とする事由を証明する書類(就労証明書等)★は所定様式

	事由	提出書類
1	就労	★就労証明書
2	妊娠・出産	親子健康手帳の写し(出産予定日の記載があるもの)
3	保護者の疾病・障がい	★診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳などの写し
4	看護・介護	★看護(介護)状況申立書、看護・介護を受けている方の診断書などの写し
5	災害復旧	罹災証明書
6	就学	在学証明書など・カリキュラム等日数や時間が確認できるもの
7	育児休業 ※継続認定のみ	★就労証明書(育児休業期間記載のあるもの)

※提出書類様式については、西原町役場こども課窓口で受け取り、または西原町 HP「子ども子育て支援ガイド」からダウンロードしてください。

<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/kosodateguide/03/08.html>

※幼稚園保育料、預かり保育料、給食費等の未納がない世帯のみが利用できます。

※定員制のため、申込者多数の場合は、預かり保育選考基準による選考を行います。

## ＜預かり保育の実施内容＞



○保育時間：令和6年4月11日（入園式の翌日）から令和7年3月31日までの以下の時間帯

月曜日～金曜日 14時00分～18時00分（または18時30分まで）

※夏季・秋季・冬季・学年末休業期間は8時15分～18時00分（または18時30分まで）

（上記期間中は弁当持参。ただし、夏季休業期間はケータリングサービス利用可）

○休業日：土日・祝日、慰霊の日、12月29日～1月3日、土日等に行事があった場合の振替休業日、4月1日から入園式の日（令和6年4月10日）まで

（※安心・安全な園運営を行うための職員研修や園内の整理等のため、年度初めの、10日程度預かり保育が利用できません。あらかじめご了承ください。）

○預かり保育料：○日額250円（18時30分までの利用の場合は日額280円）

○夏季休業中、秋季休業中、冬季休業中、学年末休業中、日額420円  
（18時30分までの利用の場合は日額450円）

※ただし、無償化の対象者（施設等利用給付認定を受けた場合）については、預かり保育料の利用者負担額はありません。

○保護者徴収金：月1,700円程度（おやつ代及び教材費用）

※お迎えは、原則として保護者でお願いします。



## 特別支援教育

**対象児**：幼稚園での集団保育が可能な幼児であって、発達の遅れや障がい等を持ち、加配職員の配置、定期的な発達相談等が必要な園児

**実施園**：各幼稚園

**申込方法**：入園申込の際に、申込書の「特別支援教育を希望する」欄に○をして、次の書類を提出してください。

○過去1年以内の発達検査等の結果が分かる書類、診断書または療育手帳・特別児童扶養手当証書等の写し（無い場合は御相談ください。）

○情報提供の同意書

○児童の状況調査票

西原町立幼稚園特別支援教育実施会議の審査を経て、入園の可否、特別支援教育の可否について、決定・通知します。

なお、審査結果に伴い、入園内定が出た場合でも、年度当初に加配職員が配置できない場合は、入園待機となる場合があることをご了承ください。

# 認定こども園移行の取組み

町では、「幼児教育の質の向上」と「幼稚園に対する保護者からの保育ニーズ」へ対応するため、「西原町立幼稚園の認定こども園移行に関する基本方針」を策定し、その取組みを推進しています。

※令和5年度から町立坂田幼稚園が「坂田こども園」へ移行し、令和6年度からは町立西原南幼稚園が、「西原南こども園」へ移行します。

## 令和6年度に「西原東幼稚園」への入園を検討されている保護者の方へ

「西原東幼稚園」は、令和7年度から法人が運営する認定こども園への移行に向けた検討・調整を進めています。

令和6年度に、西原東幼稚園4歳児クラスに入園申込みを検討されている保護者のみなさまは、ご理解・ご承知のうえ、お申し込みをお願いします。

(移行の調整が整わない場合は、令和7年度以降も「西原東幼稚園」として運営されます)



## 令和6年度坂田こども園・西原南こども園入園について

町立坂田幼稚園は令和5年度から、学校法人 大庭学園が運営する「公私連携幼保連携型認定こども園 坂田こども園」へ移行しました。

また町立西原南幼稚園は令和6年度より、社会福祉法人 弘文会が運営する「公私連携幼保連携型認定こども園 西原南こども園」へ移行します。

令和6年度に両園への入園を希望される方は、町ホームページに掲載の「公私連携幼保連携型認定こども園利用案内」及び「西原町保育所等入所案内」をご確認ください。(こども課窓口にも設置しています。)

受付期間 : 令和5年10月10日(火)～令和5年10月31日(火)  
(在園児は10月10日(火)～10月20日(金)に各園に提出)

受付時間 : 平日 9時00分～11時45分、13時15分～17時00分

受付場所 : 西原町役場1階 こども課窓口

### お問い合わせ

〒903-0220 西原町字与那城140番地の1  
西原町役場 こども課 幼稚園・こども園係  
TEL 945-5311

西原幼稚園 TEL945-2568  
西原東幼稚園 TEL945-1385

